

公害紛争の迅速・適正な解決

公害とは

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①から⑦までの7種類は、“**典型7公害**”と呼ばれています。

公害紛争処理の対象は、これらの公害に関係する紛争です。例えば、低周波音による紛争も騒音・振動に関係するものと考えられる場合は、対象になります。

また、「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が1人の場合でもこの制度の対象となりますが、単なる相隣関係の問題については、対象とならないこともあります。

典型7公害

①大気汚染



②水質汚濁



③土壌汚染



④騒音



⑤振動



⑥地盤沈下



⑦悪臭



公害紛争処理制度のしくみ

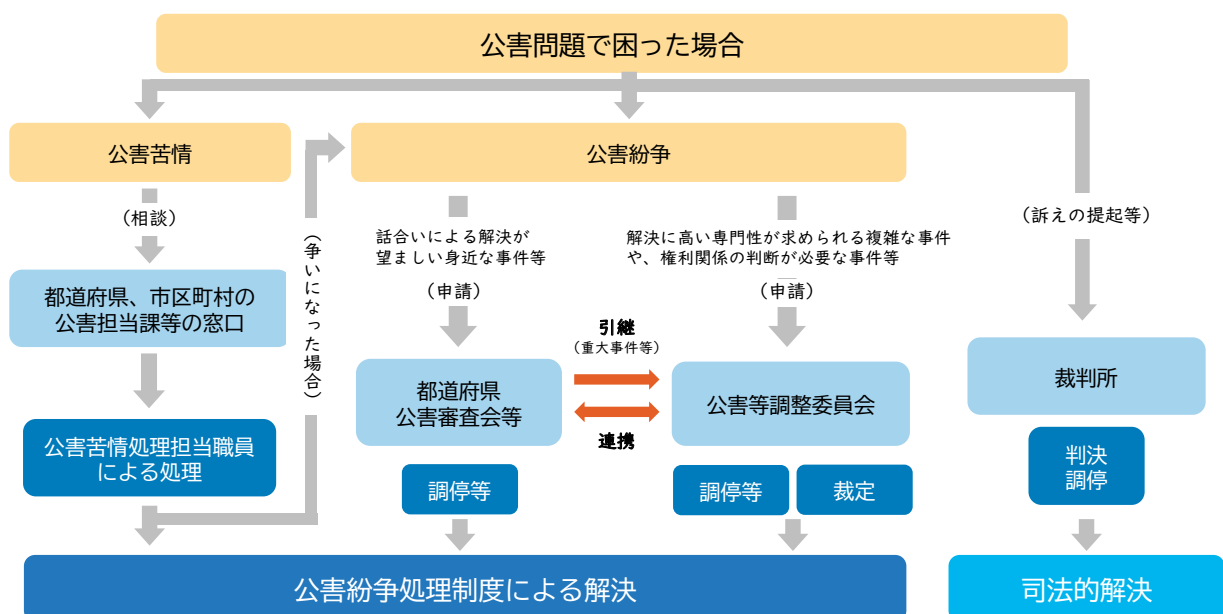
公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、市区町村の**公害苦情相談窓口**、都道府県の**公害審査会等**及び国の**公害等調整委員会**が置かれており、情報交換などを通じ、相互の連携を図ることで、公害紛争処理制度全体として解決力の総和を高めています。

各機関では、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されないよう、特色を活かした運用を行い、適切な事件を汲み上げるとともに、解決が困難な事案についてはふさわしい機関で処理されるよう、相互の連携と役割分担を図っています。

公害紛争事件の管轄

都道府県公害審査会等	公害等調整委員会
【調停、あっせん及び仲裁】 右の重大事件、広域処理事件及び県際事件以外の全ての事件 ※都道府県公害審査会等は裁定を行いません。	【調停、あっせん及び仲裁】 重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件 (1) 生命、身体に重大な被害が生じる事件 (2) 被害の総額が5億円以上の事件 広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件 県際事件 複数の都道府県にまたがる事件 【裁 定】 全ての事件

公害紛争処理の流れ



1 公害等調整委員会とは
2 公害紛争の迅速・適正な解決
3 鉱業等に係る土地利用の調整
4 公害等調整委員会の主な歩み

公害紛争処理手続の種類

公害紛争事件のほとんどが調停事件又は裁定事件となっています。いずれも原則として当事者の申請に基づいて手続が開始されます。

調 停

公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話を積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

裁 定

裁定には、「責任裁定」と「原因裁定」があります。

■責任裁定

公害に係る被害が発生した場合に、損害賠償責任の有無に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。

■原因裁定

公害に係る被害が発生した場合に、加害行為と被害との間の因果関係の存否に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。



裁定の審問期日
(イメージ)

このほか、あっせん及び仲裁という手続もあります。

○**あっせん**：公害紛争処理機関が当事者間の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続で、職権で行うこともあります。

○**仲 裁**：紛争解決を公害紛争処理機関に委ね、その判断に従うことを合意し、その判断によって紛争の解決を図る手続です。

調停手続の概要

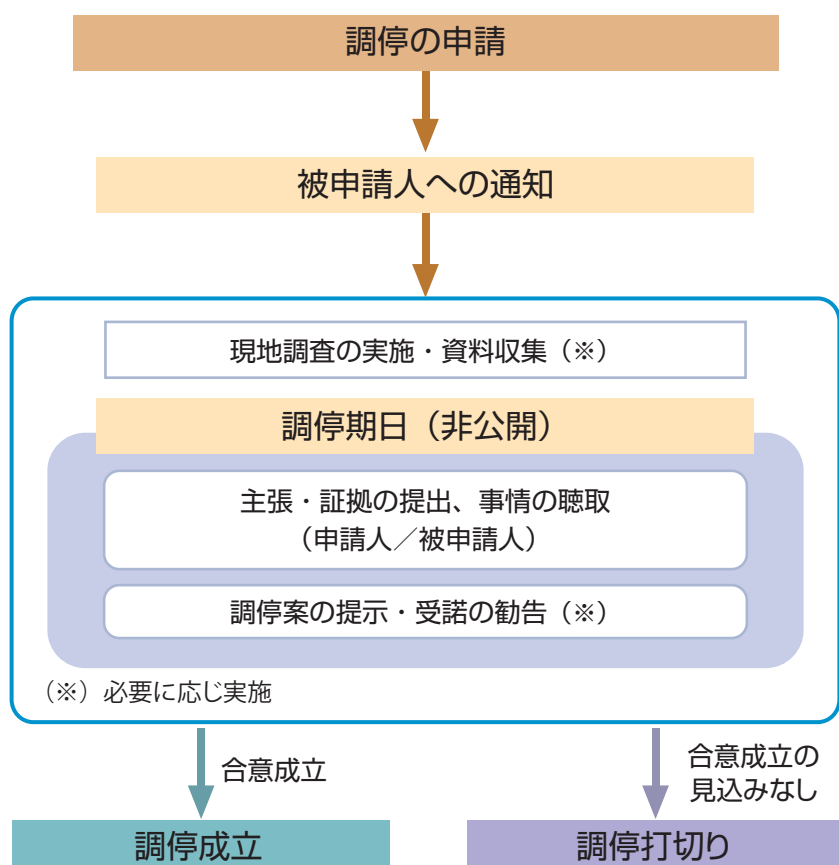
調停とは、公害紛争処理機関の委員3人から構成される調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。当事者の申請により、手続が開始されます。

紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るため、調停手続は非公開とされ、これにより当事者が率直に意見を述べ合うことが可能になります。

調停委員会は、事実関係や当事者の主張を基に意見調整を行い、適切妥当な調停案を作成・提示するなど、合意が成立するように努めます。調停委員会が作成した調停案の受諾を勧告することもあります。

調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意には、民法上の和解契約と同一の効力があります。

調停手続の流れ



裁定手続の概要

裁定は、公害等調整委員会の委員3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について法律判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続です。

■ 裁定の種類

公害等調整委員会が行う裁定には、以下の2種類があります。

(1) 責任裁定

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続です。

(2) 原因裁定

加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う手続です。

■ 裁定の手続

申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。

手続は、民事訴訟に準じた手続ですが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができるなどの特長があります。

また、当事者はウェブ会議方式により審問期日等に出頭できる場合があります。

■ 裁定の効力

責任裁定については、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。

また、原因裁定は、因果関係について当委員会の判断を示すものであり、当事者の権利義務を確定するものではありません。

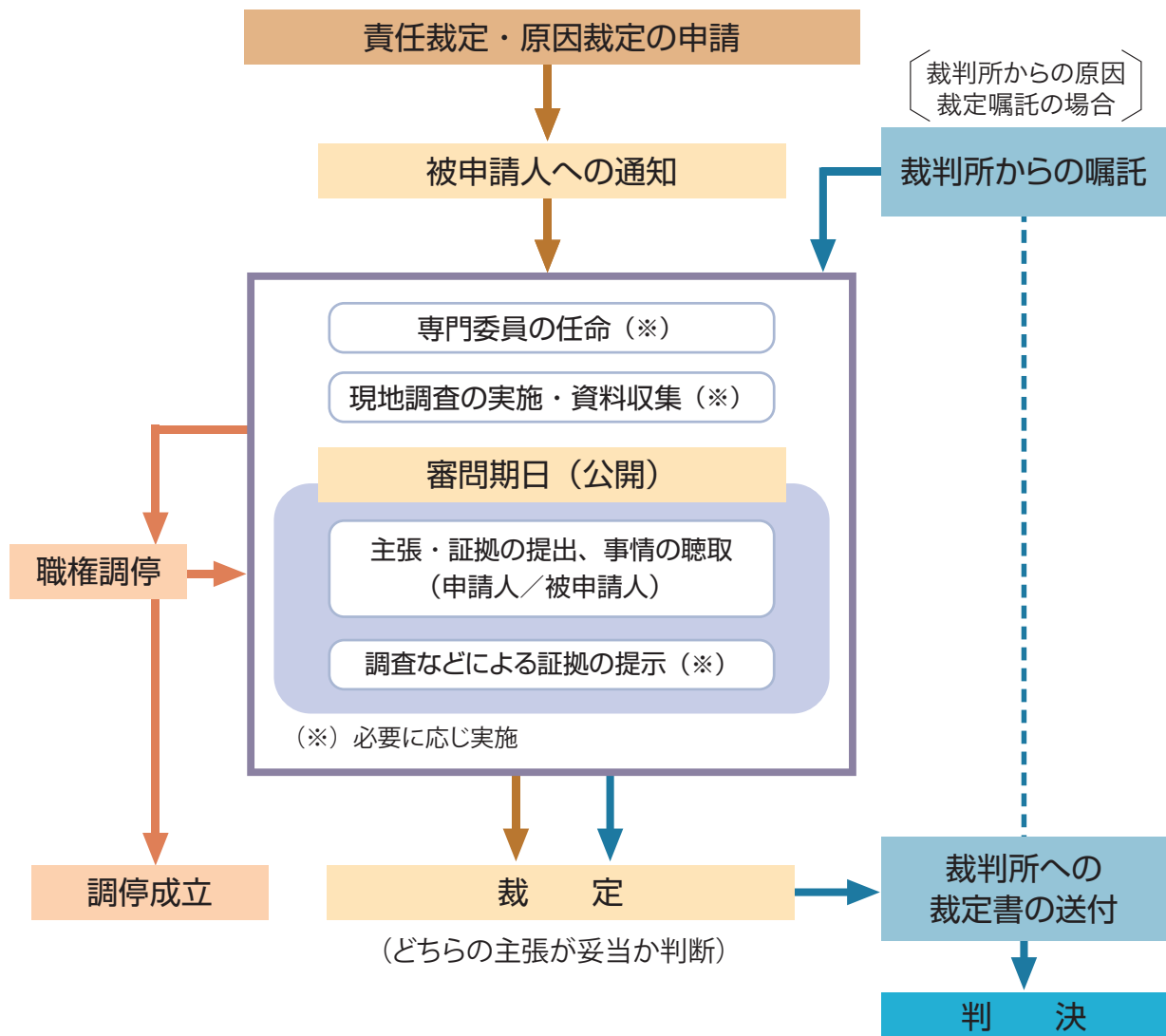
■ 職権調停

裁定の過程で両当事者が解決に向けて合意できそうな場合など、裁定委員会が相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停手続に移行することができます。

■ 裁判所からの原因裁定の嘱託

公害に係る被害に関する民事訴訟が係属している裁判所からの嘱託に基づき、公害等調整委員会が原因裁定を行うことができます。

裁定手続の流れ



■調停手続における裁定の活用

都道府県公害審査会等に係属した調停事件について、手続を進めていく中で、加害行為とされる行為と被害との間の因果関係が主な争点であり、その解明が困難である場合には、当事者からの申請に基づいて、公害等調整委員会による原因裁定を活用することができます。

また、公害審査会等に係属した調停事件が打切りになった後に、公害等調整委員会の責任裁定又は原因裁定を活用することもできます。

公害紛争処理制度の特長

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決までに多くの時間と費用が掛かるなど、被害者の救済の面では必ずしも十分でなかったことから生まれた制度です。このため、この制度には民事訴訟に比べ、公害紛争処理機関自らが調査できる、手続が柔軟、費用も少なくて済むなど、様々な特長があります。

1 専門的知見の活用

公害紛争処理機関における委員の専門的知見を活用することにより、迅速・適正な解決を図ることができます。また、事件によっては、専門的・技術的知見をもつ学識経験者等が専門委員に任命されます。専門委員が提出する意見書等も踏まえて裁定委員会・調停委員会が合議により判断し、裁定等を行います。

2 機動的な資料収集・調査を自ら実施

公害紛争処理機関は、因果関係の解明のため、必要に応じて自ら資料の収集、調査を行うことができます。

3 迅速な解決

公害等調整委員会では、裁定手続について標準処理期間を設定し、審理の迅速化に努めています。

4 低廉な費用

事件の申請手数料が裁判に比べて低く抑えられ（調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1）、また、必要に応じて行政の費用負担で資料の収集、調査を行うなど、当事者の経済的負担の軽減が図られています。

5 柔軟な手続による解決

公害等調整委員会では、当事者の負担軽減を図るため、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用した提出や、審問期日等のウェブ会議方式による出頭ができるようにしています。

また、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地において審問期日等を開催することもあります。

6 公害防止対策への反映

公害等調整委員会は関係行政機関の長に対し、都道府県公害審査会は当該都道府県知事に対し、具体的な紛争処理を通じて得られた公害防止に関する施策の改善について意見を述べることにより、公害防止対策に反映させることができます。

7 フォローアップ

調停、仲裁又は責任裁定で定められた法律上の義務に不履行があるときには、公害紛争処理機関は、権利者の申出により、当該義務の履行に関する勧告を行うことができます。

また、公害紛争処理機関は、当該義務の履行状況について当事者に報告を求め、又は調査を行うことができます。

公害紛争処理の動向

公害紛争処理制度によって、これまでに数多くの公害紛争事件が処理されてきました。昭和45年の制度発足以来、令和6年3月31日までに、公害等調整委員会には1,160件が係属し、うち1,114件が終結しています。また、都道府県公害審査会等には1,793件が係属し、うち1,746件が終結しています。

制度発足当初には、水俣病事件のような人の健康、財産に重大な被害を及ぼした「産業型」公害に関わる事件が多くみられました。

しかし、近年は、都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、こうした紛争に加えて、良好な生活環境の保全を求めて、近隣騒音などに関する「都市型・生活環境型」公害に関わる事件が増えてきており、公害紛争事件の態様は多様化してきています。

公害等調整委員会が扱った主な事件

- 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件
- 渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件
- 大阪国際空港騒音調停申請事件
- スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件
- 山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件
- 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件
- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
- 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件
- 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件
- 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件
- 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件
- 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

都道府県公害審査会等が扱った主な事案

- 工場や作業所の騒音・振動・悪臭・粉じんに関する事件
- 飲食店、駐車場やマンションの室外機等を発生源とする近隣騒音事件
- 道路の騒音防止をめぐる事件
- 廃棄物処理場の水質汚濁事件

公害等調整委員会が扱った主な事件の概要

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成 5 年 11 月、香川県小豆郡土庄町豊島の住民 438 人から、香川県、廃棄物処理業者及び廃棄物排出業者等を相手方（被申請人）として、香川県知事に対し廃棄物の撤去等を求める調停申請があり、県際事件のため、同年 12 月、公害等調整委員会に係属しました。

14 回の調停期日の開催を経て、平成 9 年 7 月、処分地に存する廃棄物を中間処理すること等を内容とする中間合意が成立、平成 12 年 6 月の第 37 回調停期日において香川県との間で調停が成立しました。

なお、公害等調整委員会は、合意の履行に長期間を要することから、豊島廃棄物協議会に参加し、円滑・適切に機能するように関与しています。



公害調停成立（平成12年6月） 写真提供：香川県

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

平成 16 年 8 月、富山地方裁判所から黒部川河口海域における出し平ダムの排砂と漁業被害との因果関係の存否について原因裁定を求める嘱託がありました。

専門的調査や 14 回の審問期日の開催を経て、平成 19 年 3 月、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めるとして、因果関係を一部認める裁定を行いました。

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成 18 年 7 月、茨城県神栖市等の住民 34 人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として、ヒ素による健康被害について責任裁定を求める申請がありました（平成 20 年 11 月、同一原因による被害を主張する住民 5 人も参加）。

専門的調査や 17 回の審問期日の開催を経て、平成 24 年 5 月、被申請人茨城県に対し、慰謝料として、総額 2,826 万円の支払をするように命ずる裁定を行いました。

公害苦情処理

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、これを迅速かつ適正に解決することは、より良い生活環境を作る上で、極めて重要なことです。そこで、公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口が設けられています。

公害苦情相談窓口の公害苦情処理担当職員が、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡を取り合って、当事者に改善処置の指導や助言を行うなど、苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行っています。

こうした公害苦情の相談に当たっている職員は、全国で 10,928 人います（令和 5 年 3 月 31 日現在）。これらの職員は、公害紛争の未然防止に重要な役割を果たしています。

公害苦情の現状

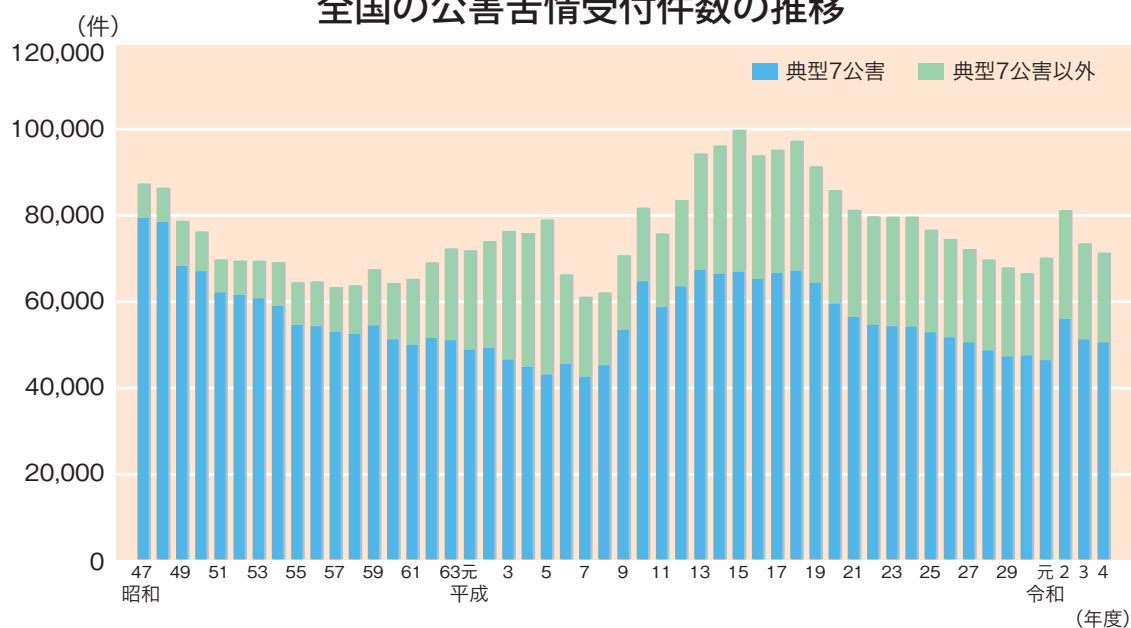
公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口に寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握するため、毎年度「公害苦情調査」を実施しています。

令和 4 年度に全国の相談窓口が新規に受け付けた公害苦情の受付件数は、71,590 件となっています。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の「典型 7 公害」は 50,723 件で、廃棄物投棄及びその他の「典型 7 公害以外」は 20,867 件となっています。

また、公害の種類別にみると、「典型 7 公害」では、騒音が最も多く、次いで、大気汚染、悪臭、水質汚濁、振動、土壌汚染、地盤沈下となっています。「典型 7 公害以外」では、廃棄物投棄が約 4 割を占めています。

全国の公害苦情受付件数の推移



(注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっています。

(注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていません。